

件名	横浜環状南線 標識詳細設計
----	---------------

番号	質問分類 (選択)	質問対象 (選択)	質問箇所	質問事項	回答 (発注者使用欄)
1	質問書B(見積対象項目に関する質問)	参考見積書	金抜設計書	調査等積算基準に標準歩掛がない「標識柱設計」が見積対象となっていますが、「取付道路・市街地関係 レイアウト図等作成」についても標準歩掛がありません。こちらは見積対象とならないのでしょうか。	特記仕様書2-3-4-4に示すとおり、「取付道路・市街地関係レイアウト図作成」は現地状況ならびに関係機関との協議結果を踏まえて図面を作成する業務となります。作業内容としては調査等積算基準5-5-4「詳細図作成等」を標準歩掛として考えています。設計項目は設計協議説明図作成であり、難易度は普通として考えています。
2	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	2-3-4-4 レイアウト図等作成	調査等積算基準に標準歩掛がありません。1箇所あたりの技師B換算人工、又は準用した標準歩掛についてご教示願います。	質問書D(設計図書に関する質問)の回答日に回答いたします。
3	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	2-3-4 取付道路・市街地関係	特記仕様書2-3-4 取付道路・市街地関係に数量表作成の明記がありません。金抜設計書には明記がありますがどちらが正しいのでしょうか。ご教示願います。	質問書D(設計図書に関する質問)の回答日に回答いたします。
4	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	2-3-4 取付道路・市街地関係	特記仕様書2-3-4 取付道路・市街地関係 2-3-4-4 レイアウト図等作成とありますがこちらは共通仕様書のどこの規定に従っているのでしょうか。それとも、見積対象項目なののでしょうか。ご教示願います。	質問書D(設計図書に関する質問)の回答日に回答いたします。
5	質問書D(設計図書に関する質問)	特記仕様書	2-5-1 工事発注用図面作成 設計計算	2-5-1工事発注用図面作成 設計計算は1基のみ対象との理解でよろしかったのでしょうか。また積算上は1基=1枚でよろしかったのでしょうか。ご教示願います。	質問書D(設計図書に関する質問)の回答日に回答いたします。